

大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律案中修正

(1) 第十五條を次のように修正する。

第十五條 稅務代理士法（昭和十七年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四條中「主務大臣」を「國稅廳長官」に、「稅務代理士銓衡委員會」を「稅務代理士銓衡會議會」に改める。

第十一條第一項中「財務局」を「國稅局」に、同條第二項中「主務大臣」を「國稅廳長官」に改める。

第十四條及び第十六條から第十九條までの中「主務大臣」を「國稅廳長官」に改める。

第二十條中「主務大臣」を「國稅廳長官」に、「財務局長」を「國稅局長」に改める。

(2) 第二十六條を次のように修正する。

第二十六條 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中

國民金融審議會	國民金融公庫の總裁及び幹事の推薦を、營業計畫、資金計畫その他國民金融公庫の運営に關する重要な事項について議決し又は大蔵大臣に意見を述べること。
國民金融審議會	國民金融公庫の總裁及び幹事の推薦を、營業計畫、資金計畫その他國民金融公庫の運営に關する重要な事項について議決し又は大蔵大臣に意見を述べること。
公認會計士審査會	公認會計士及び會計士補の懲戒事件について議決し、その他大蔵大臣の諮問に応じて、公認會計士及び會計士補に關する重要な事項を調査審議すること。
公認會計士試験委員	公認會計士試験及び特別公認會計士試験を行うこと。

に改める。

(3) 第二十八條の次に次の八條を加える。

第二十九條 國稅犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「財務局長」を「國稅廳長官、國稅局長」に改める。

第十一條第一項中「証憑集取ハレ」の下に「國稅廳收稅官吏又ハレ」を加え、「財務局又ハレ」を「國稅局長」に改め、同條第二項中「財務局收稅官吏」を「國稅局長收稅官吏」に改め、同條第三項中「所轄財務局收稅官吏」を「所轄國稅局收稅官吏」に改め、同條第四項中「所轄財務局」を「所轄國稅局」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

「國稅廳收稅官吏ノ集取シタル間接國稅ニ関スル犯則事件ノ証憑ニシテ重要ナル犯則事件ニ関スルモノハ之ヲ所轄國稅局收稅官吏ニ、ソノ他ノモノハ之ヲ所轄稅務署收稅官吏ニ引継グベシ」

第十二條第一項中「收稅官吏」を「國稅局長又ハ稅務署ノ收稅官吏」に、「所屬財務局長」を「所屬國稅局長」に、「他ノ財務局長」を「他ノ國稅局長」に、同條第三項中「財務局長」を「國稅局長」に改める。

第十三條中「收稅官吏」を「國稅局長又ハ稅務署ノ收稅官吏」に、「財務局長」を「國稅局長」に改め、同條第一項として次の一項を加える。

「國稅廳收稅官吏間接國稅ニ関スル犯則事件ノ調査ヲ終リタルトキハ之ヲ所轄國稅局長又ハ所轄稅務署長ニ通報スベシ」

第十四條第一項中「財務局長」を「國稅局長」に改め、同條第二項中「認ムルトキ」の下に「又ハ前條第一項ノ規定ニ依リ通報ヲ受テタル犯則事件」同條第二項各号ノ場合ニ該当スルトキ」を加える。

第十七條第一項及び第十九條第一項中「財務局長」を「國稅局長」に改める。

第二十條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四十五條から第四十六條の二までの中「大藏省」を「國稅廳」とし、「所轄財務局」を「所轄國稅局」に改める。

第四十六條中「又は財務局」を「又は國稅局」に改める。

第三十一條 臨時宅地借賃價格修正法(昭和二十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「大藏大臣」を「國稅廳長官」とし、同條第四項中「大藏次官」を「國稅廳長官」に改める。

第七條第三項中「財務局」を「國稅局」とし、同條第四項及び第六項中「財務局長」を「國稅局長」に改める。

第三十二條 たばこ專賣法(昭和二十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第七十九條中「財務局長」を「國稅局長」とし、同條第三項中「財務局」を「國稅局」に改める。

第三十三條 塩專賣法(昭和二十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第五十五條第二項中「財務局長」を「國稅局長」に改める。

裏面白紙

第三十四條 しょう騰專賣法（昭和二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第二項中「財務局長」を「國稅局長」に改める。

第三十五條 地方税法（昭和二十三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第百二十六條の二第二項中「財務局長」を「國稅局長」に、同條第三項及び第九項中「財務局長」を「國稅局長」に改める。

第三十六條 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

別表中「財務局長」を「國稅局長」に、「財務局長」を「國稅局長」に改める。

(4) 附則第一項に次の但書を加える。

但し、第三十六條の規定は、中小企業等協同組合法施行後八月を経過した日から施行する。

文部省設置法案の一部を次つに修正する。
第二条第一項第四号中「高等学校における教育」の下に「職業教育を含む。」を加える。

同條同項第六号中「生活向上のため」の下に「職業教育及び」を加え、及び「レクリエーション」に改める。

第四條第一号中「研究機関」の下に「他の行政機関に属するものを除く。以下同じ。」を加える。

第五條第一項第十五号、第十二條第一項第八号及び附則第一項第二号中「南满政府機関」を「関係行政機関」に改める。

第七條第二項第三号中「国立学校共済組合及び」を削る。

第八條第五号、第九條第四号及び第十條第四号口中「その開催を委託し、若しくは」を削る。

第九條第一号中「科学技術行政協議会及び」を削る。

第十條第九号中「維持及び利用」を「及び維持」に改める。

第十一條第八号中「文部省の出版物(教科用図書を除く。）」を「文部省が著作の名義を有する教科用図書その他出版物、検定教科用図書に改め、同号を第九号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第八号として次の号を加える。

八 文部省が著作の名義を有する出版物の著作権を管理すること。
第三條第一項第十号中「第八号」を「第五号」に改め、同條同項第三号、第五号及び第六号を削り、同條同項第四号を第三号とし、同條同項第七号を第四号とし、以下順次三号ずつ繰り上げる。

同條第二項を次のように改める。
2 教育施設部にあるものは、前項第五号から第七号までに掲げる事務及びこれらに關する所掌事務につき第十二号から第十五号までに掲げる事務に相當する事務をつかさどる。

第十七條第四項を削り、同條第五項を第四項とし、同條第六項を第五項とする。

附則第一項「管理」を「調査普及局」に改め、同項を第一項とし、附則第一項を第十三項とする。

附則第十八項中「第二章第三節に規定する」を削る。

附則第一項「管理」を「調査普及局」に改め、同項を第一項とし、附則第一項を第十三項とする。

附則第十八項中「第二章第三節に規定する」を削る。